

那須塩原市農業委員会

# 第5回総会議事録

令和5年11月27日(月)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和5年11月27日（月）午後1時30分～午後2時33分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	”	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	”	12	木下 久雄
”	2	秋元 誠	”	13	神藤 芳定
”	3	菊地 喜芳	”	15	辻野 岩男
”	4	槌江 栄作	”	16	菊地 瞳
”	5	君島 良一	”	17	松本 忠太
”	6	高瀬 和夫	”	18	一戸 養子
”	8	室井 孝美	”	19	菊地 寿行
”	9	斎藤 栄	”	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号 10番 月井 喜美郎委員、11番 岡本 利江委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について（区分変更関係）
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	主査 印東 恵
農地係長	上野 純宏	主任 湯田 雅美

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長  ただ今より、那須塩原市農業委員会第5回総会を開会いたします。  
  今回の欠席委員はおりません。  
  在任委員20名、出席委員20名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
  次に「議事録署名人の指名」を行います。  
  議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
  総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。  
  《異議なしの声、多数》  
  異議なし多数と認め、議席番号10番 月井 喜美郎委員と、11番 岡本 利江委員を指名いたします。  
  議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
  番号1番について、白井 通委員の報告を求めます。

白井 通委員  議案第1号、番号1番について報告します。  
  共有地となっている農地の持ち分を贈与する申請です。  
  申請内容は、議案書記載のとおりです。  
  調査は、11月21日、午後4時頃、申請人宅で申請人から行いました。  
  申請地は、JR 那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しております。  
  譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人の高齢に伴い、農地の譲渡、生前贈与の申請です。譲受人は平成7年から就農をし、現在まで専業農家として経営をしてきました。今後も引き続き専業農家として農業を営んで行く予定です。  
  譲受人の所有する農地の利用状況は、米が59、128平方メートル、いちごが6、189平方メートルです。  
  申請地の耕作予定は、飼料米の作付け予定です。  
  調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
  また、農地法第3条第2項各号にしないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。  
  以上で調査報告を終わります。

議長  報告が終わりました。  
  番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
  《特に意見なし》  
  無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
  《異議なしの声、多数》  
  異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。  
  番号2番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員  議案第1号、番号2番について報告します。  
  農地に賃貸借権を設定する申請です。  
  申請内容は、議案書記載のとおりです。  
  調査は、11月18日、午前10時頃、申請地で申請人から行いました。  
  申請地は、那須塩原市立西小学校より南東へ約1.8キロメートルに位置しております。  
  借受人が申請に至った経緯は、借受人は新規就農者です。借受人は定年退職後、家庭菜園が好きで農業大学の未来塾や市のチャレンジファーマーを受講し、又市内なす栽培農家で研修を重ねてきました。その間に賃借農地を探していたところ、市内で自己保全管理地が見つかり、賃借出来ることになったことから新規就農に至りました。  
  申請地の耕作予定は、10アールになすを作付けし、3アールにかぼちゃ、葉物を作付け予定です。  
  調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
  また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は許可相当と判断しました。  
  以上で調査報告を終わります。

議長  報告が終わりました。

石崎 清委員  
上野農地係長

議長

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。  
新規就農ということですが、補助金の申請も出しているのかお聞きしたいです。  
こちらの新規就農者に関しましては、年齢が年齢ですので、補助金を使えないということになりますのでよろしくお願ひします。

他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

秋元 誠委員

番号3番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

議案第1号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、11月18日、午前8時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より南西へ約0.3キロメートルに位置しております。申請人の関係は兄と妹になります。

譲受人が申請に至った経緯は、申請地は以前から譲受人が水稻を耕作していましたが、今般妹の譲渡人が、住宅資金が必要となったことから、譲受人が買入をすることになったとのことです。

譲受人が所有する農地の利用状況は、2.57ヘクタールの農地を所有し、自宅から離れている1.27ヘクタールは他の農家に貸しており、自宅に近い1.3ヘクタール及び0.1ヘクタールの借入地を含めた1.49ヘクタールの農地について、トラクター1台、田植え機1台を所有し夫婦二人で水稻1.36ヘクタール、花木0.13ヘクタールを作付けしているとのことです。

申請地の耕作予定は、引き続き水稻の作付けを行うとのことでした。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号3番の申請は許可相当と判断しました。

以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

斎藤 栄委員

番号4番について、斎藤 栄委員の報告を求めます。

議案第1号、番号4番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、11月14日、午前9時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、金沢上集落センターより東へ約300メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は長年身体が弱く、近隣農家等に田を貸しておりましたが、今後も本人は作付する見込みはなく、今回隣の家である譲渡人に買ってもらうこととなりました。

譲受人が耕作する農地の利用状況は、現在、水稻1.3ヘクタールを作付しており、トラクター、田植え機を所有しております。

申請地の耕作予定は、今後も水稻を作付けするとのことです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号4番の申請は、許可相当と判断しました。

以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤 栄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、白井 通委員と関連がありますので、退室を求めます。

白井 通委員

<退室>

斎藤 栄委員

番号1番について、斎藤 栄委員の報告を求めます。

議案第2号、番号1番について報告します。

申請地を農産物直売所として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 那須塩原駅より北へ約700メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、JA なすの東那須野支店が閉店となり、敷地内にあった直売所もなくなったことから、近隣住民から直売所開設の強い要望があり、今回直売所を開設するために本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。農畜産物直売所の設置であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に農産物の直売所を設置する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

農地との境界に畦畔を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月22日、午前10時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤 栄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

白井 通委員の入室をお願いします。

白井 通委員

<入室>

議長

白井 通委員に報告します。ただ今の案件は許可することに決しました。

番号2番及び3番について、辻野 岩男委員の報告を求めます。

辻野 岩男委員

議案第2号、番号2番について報告します。

農地改良のため一時転用する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、井口工業団地より南へ約20メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、当該申請する田は、道路より約1.5メートル以上低く、農作業するトラクター、田植え機、コンバイン等の作業で、道路から出入りすることが困難であり転倒の危険があります。スムーズな出入りが出来るように田の地盤を盛土して農地改良するために一時転用申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地の地盤を最大1.2メートルかさ上げし、現在3面で利用している水田を2面に造成する内容となっています。かさ上げのための土砂は、県外からの建設発生土ですが、栃木県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例により、土壌汚染の恐れのないものが使用されます。

現地調査は、11月21日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

可相当として報告を終わります。  
議案第2号、番号3番について報告します。  
農地改良のため一時転用する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、先程の番号2番と隣接する農地で、井口工業団地より南へ約20メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、申請地は、道路より2メートル以上低く、農作業時のトラクター、田植え機、コンバイン等の圃場への出入りの時に転倒する危険を伴い、隣接する道路の交通量も多く、大変危険であります。スムーズな出入りが出来るように、田の地盤を盛土して農地改良する一時転用申請です。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地の地盤を最大1.7メートル嵩上げし、現在2面で利用している水田を1面に造成する内容となっています。土砂は県外からの建設発生土ですが、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例により、土壌汚染のおそれのないものが使用されます。  
現地調査は、11月21日、午前10時30分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。  
尚、付け加えますがこの2番、3番の土地を合わせると、2ヘクタール程度の土地になり、その盛土ですから搬入する土量が多いこともありますし、地元調査員の松本委員が、その作業等には十分監視するとの申し出がありました。以上です。  
番号2番及び3番について事務局から補足願います。  
番号2番及び3番について補足します。  
両案件ともに、県農業会議 常設審議委員会諮問案件となりますので、常設審議委員会から許可相当の答申があった後に許可となります。以上です。  
報告が終わりました。  
まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、辻野 岩男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については許可相当とし常設審議委員会に諮問いたします。  
次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、辻野 岩男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし常設審議委員会に諮問いたします。  
番号4番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。

議長  
上野農地係長

議長

菊地 喜芳委員

あるので、第2種農地区分となります。本件は申請地でしか事業の目的を達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に自宅への進入路を設置する内容となっています。  
上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません  
現地調査は、11月21日、午前10時20分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

秋元 誠委員

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

この地目なのですが、登記簿が原野、現況が雑種地ということなのですが、4条の案件でよろしいのでしょうか。

上野農地係長

現況地目につきましては、課税上雑種地で扱われているところでございます。私共、農業委員会事務局が管理しております農地台帳上、農地として登録されておりましたので、今回4条申請が必要であると判断をさせていただきました。以上です。

議長

他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

高瀬 和夫委員

番号1番及び2番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

議案第3号、番号1番について報告します。

売買により貸家として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島中学校より北へ約0.8キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲渡人は、申請地及びその近隣地に母の住居を新築しましたが、3年程前から空き家となっていたところ、譲受人が貸家として建物及びその敷地を購入することとなった為、今回の申請にいたしました。

なお、申請地に建っている一般住宅は所有者が母親のために建築したのですが、母親が亡くなったため、売却することになり調査を行ったところ、申請地が農地であることが判明しました。今後はこのようなことがないように注意いたしますとする始末書が添付されております。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は申請地でしか事業の目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地には平成24年に一般住宅が建築されました。

水道は市の施設を利用しており、汚水排水は浄化槽にて処理しております。

雨水排水は、自然浸透処理とします。

周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません

現地調査は、11月21日、午前11時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第3号、番号2番について報告します。

売買により貸駐車場として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島中学校より北へ約0.8キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、申請地に隣接した貸店舗敷地が狭いことから、貸駐車場用地を探していたところ、申請地を含めた土地が購入可能となったことから申請

に至りました。

なお、申請地には砂利が敷かれており、宅地として利用しておりましたが、売却することになり調査を行ったところ、申請地が農地であることが判明しました。今後はこのようなことがないように注意いたしますとする始末書が添付されております。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は申請地でしか事業の目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地には平成24年の一般住宅の建築に伴い砂利が敷かれ、宅地として利用されております。

上下水道は市の施設を利用せず、雨水排水は、自然浸透処理とします。

周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、11月21日、午前11時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番及び4番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。

菊地 喜芳委員

議案第3号、番号3番について報告します。

賃借により、公共工事用駐車場として一時転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より東へ約100メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は市の発注する下水道工事に伴う工事関係車両の隣接住民の一時的な駐車場10台分を確保するための一時転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域にあるので第2種農地区分となります。

本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、市発注の下水道工事のため、袋小路となる住宅地に住む方の駐車場、及び工事関係車両駐車場として、申請地に駐車場10台分を設置する内容となっております。

上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。

現地調査は、11月21日、午前9時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第3号、番号4番について報告します。

賃借により、公共工事用迂回路として一時転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より北東へ約200メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は市が発注する下水道工事に伴う工事個所が袋小路のため、住民の車両が通行できないことから、農地に鉄板を設置し、迂回路を確保するための一時転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域にあるので第2種農地区分となります。



本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画、市発注の下水工事のため、袋小路となる住宅地に住む方の迂回路を設置する内容となっています。  
上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。  
現地調査は、11月21日、午前9時15分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。  
次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

岡本 利江委員 番号5番について、岡本 利江委員の報告を求めます。  
議案第3号、番号5番について報告します。  
使用貸借により、一般住宅として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、黒磯文化会館より東へ600メートル、東北本線下厚崎踏切より100メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、現在実家にて家族と8人で暮らしており、子供の成長に伴い、現在の部屋数では手狭になり、将来両親の面倒を看、ゆくゆくは農業を継ぎ、農地を維持管理していきたいと思い、実家に隣接する父の土地に住宅を建築するという話し合いをし、今回の申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。  
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に一般住宅を造成する内容となっています。  
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。  
雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。  
現地調査は、11月22日、午前10時40分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました  
番号5番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、岡本 利江委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

白井 通委員 番号6番について、白井 通委員の報告を求めます。  
議案第3号、番号6番について報告します。  
贈与により、倉庫敷地として転用するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立南小学校より南東へ約1.5キロメートルに位置していません。

申請に至った経緯は、譲受人は、電気工事業を営んでおり、自宅の空いたスペースを利用し、作業車両及び材料置場として利用していましたが、娘夫婦と同居することになり、手狭になってしまいました。作業スペースと材料置き場を確保したく、自宅の隣接地を所有している妻の従妹の譲渡人に相談したところ、申請地を提供していただけることになり、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地を倉庫用敷地として造成する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。

既存の畦畔により、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月21日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、斎藤 栄委員の報告を求めます。

斎藤 栄委員

議案第3号、番号7番について報告します。

賃借により、新幹線車両基地整備事業に伴う土地改良区の配管移設工事及び線路下道路改修のための迂回路、駐車場及び資材置場として一時転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 那須塩原駅より北へ約1.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、東北新幹線那須塩原車両基地整備事業の実施にあたっては、支障となる大門先 Bv アンダーパス道路の改修工事が必要となりますが、その工事の実施においては、黒磯土地改良区配水管の移設撤去及び迂回路の工事が必要となります。これらの工事により発生する残土置場などに利用するための一時転用申請をするものです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地は延長309mの配管移設、資器材置場、掘削残土置場、駐車場20台分、迂回路、作業用通路の用に供する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

農地に隣接する西側については、迂回路を設置する計画ですが、傾斜をつけることで農地に土砂等の流出がないようにする計画となっています。

現地調査は、11月22日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号7番について、事務局から補足願います。

上野農地係長

番号7番について補足します。

本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、令和5年3月に県に進達した新幹線車両基地本体工事の申請と併せて審査することとなるため、常設審議委員会の許可相当の答申を受けた後に、農業委員会の意見を付して県へ進達し、知事が許可決定することとなります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤 栄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可相当とし、常設審議委員会へ諮問後に、知事に進達いたします。

番号8番について、辻野 岩男委員の報告を求めます。

辻野 岩男委員

議案第3号、番号8番について報告します。

売買により駐車場及びコンテナ置場として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より西へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は産業廃棄物処理業を主として事業展開しており、環境問題が重要視されている昨今、処理する廃棄物の量が確実に増加しています。そこで既存敷地内に新たな処理工場を建設する計画を立てましたが、コンテナ、トラック等の設置場所が確保できない為、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域にあるので第1種農地区分となります。

本件は、既存施設の2分の1未満の敷地拡張であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に従業員車両12台及びコンテナ15基を設置する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。

土羽及びメッシュフェンスの設置により、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月21日、午前10時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野 岩男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題いたします。

番号1番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員

議案第4号、番号1番について報告します。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立青木小学校より北北東へ1.8キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月22日、午前9時50分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申出地は昭和41年及び昭和54年に倉庫を建築し住宅敷地として一体利用し続けており、農地としての利用は一切ありません。土地の調査をしたところ、地目が農地であることが判明したための除外申請です。

20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。

調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては 変更相当として、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第5号「農業振興地域 整備計画の変更について（区分変更関係）」を議題といたします。

白井 通委員 番号1番について、白井 通委員の報告を求めます。

議案第5号、番号1番について報告します。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、下大貫公民館より西へ約300メートルに位置しています。

現地調査は、11月21日、午前10時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域の区分変更です。

区分変更を必要とする理由は、収穫した米の保管をする納屋が老朽化の為、安全面を考慮し取り壊しを予定しています。新たな保管場所の確保と、米調整作業場を申請地に建築したく今回の申請に至りました。

申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は、農業用施設となる計画であるため、不許可の例外に該当します。

調査の結果、区分変更後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

なお、番号1番については、取り下げとなりました。

白井 通委員 番号2番について、白井 通委員の報告を求めます。

議案第6号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い地は、二つ室自治公民館より西へ約100メートルに位置しています。

現地調査は、11月21日、午前9時30分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。

提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

岡本 利江委員 番号3番について、岡本 利江委員の報告を求めます。

議案第6号、番号3番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、黒磯文化会館より東へ600メートル、東北本線下厚崎踏切より100メートルに位置しています。

現地調査は、11月22日、午前10時40分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。

提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長	<p>以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>番号3番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、岡本 利江委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。</p>
石崎 清委員	<p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。</p> <p>番号4番及び5番について、石崎 清委員の報告を求めます。</p> <p>議案第6号、番号4番について報告します。</p> <p>非農地証明の願い出です。</p> <p>願い出の内容は、議案書記載のとおりです。</p> <p>願い出地は、那須塩原市立黒磯中学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。</p> <p>現地調査は、11月22日、午前9時10分頃に行いました。</p> <p>願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書及び国土地理院の空中写真が添付されています。</p> <p>提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。</p> <p>以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。</p> <p>議案第6号、番号5番について報告します。</p> <p>非農地証明の願い出です。</p> <p>願い出の内容は、議案書記載のとおりです。</p> <p>願い出地は、那須塩原市立黒磯中学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。</p> <p>現地調査は、11月22日、午前9時10分頃に行いました。</p> <p>願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書及び国土地理院の空中写真が添付されています。</p> <p>提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。</p> <p>以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、石崎 清委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号4番については証明することに決しました。</p> <p>次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。</p>
上野農地係長	<p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、石崎 清委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号5番については証明することに決しました。</p> <p>次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第7号について、説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。</p> <p>議案書13ページから22ページまでが「利用権設定関係」の案件で26件、合計面積は255,127平方メートルとなります。この内17ページから22ページまで</p>

の18件、124,250平方メートルが中間管理事業の対象となります。  
 続いて23ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は11,116平方メートルとなります。  
 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。  
 このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。  
 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第8号について、説明します。  
 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画案は、農業委員会の決定を経て市長が作成するとなっていることから協議があったものです。  
 議案書24ページの1件、合計面積が32,329平方メートルとなります。  
 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとのことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。  
 このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。  
 《異議なしの声、多数》  
 異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。  
 次に、報告第1号「会長専決処分報告について」を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。

上野農地係長 追加の議案書25ページをご覧ください。  
 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が5件で、即日許可及び他法令と同日許可としております。以上です。

議長 説明が終わりました。  
 このことについて、ご意見はございますか。  
 《特に意見なし》  
 意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。  
 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御説明いたします。  
 追加議案書26ページを御覧ください。  
 この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、10月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。  
 10月は、相続を原因とした権利移動の届出を10件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。報告は以上です。

議長 説明が終わりました。  
 このことについて、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

10番

---

議席番号

11番

---